



KTCC

協同
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

2024

11月号

Vol.7

K T C C

N E W S



今月号では、実際に技能実習生と特定技能者を受入れている2社の企業様に取材をし、外国人材との関わり方、活用のポイントなどをお聞きしました。
(詳しい内容は中面をご覧ください。)

～世界の人々に日本を好きになってもらう～



組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「外国人技能実習制度」の受入れ監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「特定技能制度」の支援機関でもあります。



20年以上に渡る外国人材活用・活躍の実績に高い評価を頂き、全社員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。

外国人材の受入れに興味がある企業様は、ぜひお気軽にお問合わせください。



11月号のTOPIC

- 受入れ企業様の声
- 現場向け手引書
- KTCC 業界ニュース
- セミナーのお知らせ



組合HPはこちら



制度の詳しい内容や組合の活動などをご覧いただけます。

関西技術協力センター



受入れ企業様の声



実習責任者・生活指導員のI様(右)
生活指導員のH様(左)

三重県 C社様

責任感と協力的な姿勢に信頼を置いています

電子機器製造事業などを行う三重県のC社様。ベトナム人技能実習生と特定技能者の受入れをされています。「実習生たちの仕事に対する姿勢」や「コミュニケーションのコツ」など、ざっくばらんにお話しいただきました。

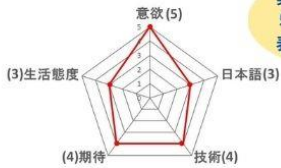
実習生たちの仕事に対する姿勢は？

仕事に関しては、本当にまじめです。普段から体調管理をしっかりしていて、当日欠勤がほとんどありません。仕事に対する責任感が強いと感じます。実務ではエアコン室外機内の基板への実装作業や組み立てなどを担当していますが、トラブルで急な残業や休日出勤がある時も、嫌な顔をせず「わかりました!」と快く引き受けてくれます。彼女たちの協力的な姿勢に現場は本当に助かっています。

仕事を教える際の工夫は？

いろいろありますが、一番の工夫は写真を載せた仕様書を作ったことです。日本語が読めない実習生たちに正しく安全に作業をしてもらうためでしたが、企業側にとっても作業内容を見直す機会になり、業務改善につながりました。

実習生たちを
5段階評価で
表すと...



実習生たちの日本語力は？

採用面接の段階で日本語の勉強に意欲的な人を選んでいきます。語学学習なので個人差はありますが、日本語が達者な実習生たちも多く、日本人とベトナム人の間に立って、通訳をしてくれることも。実務での作業内容を理解したうえで通訳するので、後輩たちはもちろん、日本人スタッフにも重宝されています。

コミュニケーションのコツは？

名前を間違わないことです。ベトナム人の名前は、日本人にとってはなじみが薄く、似ていると感じる名前もありますが、特に新しい実習生の名前は絶対に間違わないようにしています。あとは、全員に平等に接することも信頼関係を築くうえで大事にしています。



特定技能者のジウさん・ミイさん・タムさん

C社様で技能実習生として実習を行った後、特定技能の在留資格で現職に。自身の業務をこなしながら、後輩の実習生たちも指導。日本人スタッフとの間に入って通訳もしています。高い能力で活躍する3人は、会社にとって、なくてはならない存在です。

★C社様への取材のさらに詳しい内容は、幣組合HP「受入れ企業様の声」に掲載しています。ぜひ、ご覧ください!

大阪府 F社様

みんなで盛り上がる社内イベント!

金属プレス加工業F社様の恒例行事バーベキューにお邪魔しました! F社様では計34名の技能実習生と特定技能者を受入れ、女性は検査作業、男性は金属プレス作業を担当しています。生活指導員を10年以上担当するH様にお話しをお聞きしました。

「実習生たちは普段から明るく、日本人スタッフとの間に壁を作る

ことなく、積極的に関わっています。私が実習生たちと会話をするときは、分かりにくい擬音語を使わずに、短くシンプルなやさしい日本語で話すようにしています。また、お願いや感謝の気

持ちは、毎回きちんと「お願いします」「ありがとう」と言葉にすることが大切。仕事だけでなく、生活のことも何か困り事がないか、こまめに声をかけ、問題があればスピーディに対応します。お互いに助け合い、支え合う関係を築けていると思います」全社一体となって盛り上がる大イベントに、実習生たちもたくさん食べて、たくさん笑う楽しい時間を過ごしていました。



おいしい
ベトナム
フォーも!

KTCC 業界ニュース

受入れ見込み数も大幅増！ 特定技能の受入れ分野が拡大します



外国人労働者を活用する企業が増加する中、政府は特定技能外国人の受入れ見込み数を現行の345,150人から820,000人に増加。鉄道、林業、木材加工が追加され、ますます受入れ対象分野の拡大を図っています。今月号では、「特定技能1号の工業製品製造業における受入れ対象が拡大された内容」についてお伝えいたします。

【新たに追加された工業製品製造業の産業分類】

以下で示した該当分野に適合するかどうかは、特定技能受入れ時に入会が必須となっている「経済産業省連絡協議会」が判断します。（以下の番号は総務省日本標準産業分類を示しています）

1 鉄鋼業関連

- 2211 高炉による製鉄業
- 2212 高炉によらない製鉄業
- 2221 製鋼・製鋼圧延業
- 2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 2234 鋼管製造業
- 2291 鉄鋼シャースリット業
- 2299 他に分類されない鉄鋼業
（ただし、鉄粉製造業に限る）
- 2441 鉄骨製造業
- 2446 製缶板金業
（ただし、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業に限る）
- 2499 他に分類されない金属製品製造
（ただし、ドラム缶更生業に限る）



2 金属製サッシ・ドア製造業

- 2443 金属製サッシ・ドア製造業

3 プラスチック製品製造業

- 18 プラスチック製品製造業（別掲※を除く）

4 紙器・段ボール箱製造業

- 141 パルプ製造業
 - 1421 洋紙製造業
 - 1422 板紙製造業
 - 1423 機械すき和紙製造業
 - 1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
 - 1432 段ボール製造業
 - 144 紙製品製造業
 - 145 紙製容器製造業
 - 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 追加的な経産省協議会入会要件は以下の通りです。
・日本梱包工業組合連合会に所属していること

5 コンクリート製品製造業

- 2123 コンクリート製品製造業

6 陶磁器製品製造業関連

- 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 2143 陶磁器製置物製造業

7 繊維業

- 11 繊維工業
- 追加的な経産省連絡協議会入会要件は以下の通りです。
・国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること
・勤怠管理を電子化していること
・パートナーシップ構築宣言の実施
・特定技能外国人の給与を月給制とする

8 金属製品塗装業

- 2461 金属製品塗装業

9 RPF製造業

- 3299 他に分類されないその他の製造業
（ただし、RPF製造業に限る）

10 印刷・同関連業

- 15 印刷・同関連業
- 追加的な経産省連絡協議会入会要件は以下の通りです。
・全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること

11 こん包業

- 484 こん包業
- 追加的な経産省連絡協議会入会要件は以下の通りです。
・日本梱包工業組合連合会に所属していること

※プラスチック製家具：分類13「家具・装備品製造業」、プラスチック製履物：分類19「ゴム製品製造業」など、プラスチック製品であっても、それぞれの用途や製造方法に応じて別の分類に含まれるものは「別掲」とされます



参考資料：出入国在留管理庁「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」の一部改正について（令和6年9月30日）

こうした職種拡大が今後も実施されることで、より多くの企業で特定技能制度による受入れが可能となり、さらに2027年に開始が見込まれる「育成就労制度」での受入れも可能になります。

受入れ企業様に役立つ 現場向け手引書

どんなことに費用がかかる？

技能実習生受入れの際に必要な「経費項目」について

技能実習生を受入れる際には、日本人労働者を雇用する際とは違う経費が必要となります。送り出し国、監理団体によっても異なりますが、今月号では幣組合での項目を例に、必要な経費項目をご紹介します。



○実習生の入国時と入国後

- ・来日渡航費
- ・入国後講習費
- ・入国後講習 寮宿泊費
- ・健康診断費用
- ・講習手当※
- ・帰国費用※
(預り金として)

※日本語や日本の習慣を学ぶ「入国後講習」時には実習生の生活を保障する「手当」が必要。また、入国段階で「帰国費用」も必要となります。

○手続き、保険、受験料

- ・入管申請に係る申請取次料
- ・技能実習計画申請費用
- ・実習生総合保険料
- ・技能検定 基礎級受験料※

※技能実習1年目に受験する「基礎級」の試験料は入国時に必要となります。



○組合への費用

- ・組合出資金（初回のみ）
- ・職業紹介費
- ・監理費※

※「監理費」は実習生の入国月より発生します。

上記以外にも、実習生との面接のために現地に赴く場合の渡航費と宿泊費、実習生の日本での住居手配費や生活必需品の準備費用なども必要となります。

経費項目と経費は、監理団体によって差があり、その差が提供されるサポートやサービスの違いにもつながるため、内容をしっかりと確認しておきましょう。幣組合における経費項目や具体的な経費については、お気軽にお問合せください。

11月オンラインセミナーのお知らせ

ホームページ・お電話でもお申込み受付中／

11月13日（水）13:30 - 14:10

製造業特化！特定技能 職種拡大セミナー ～外国人材活用の最新動向～（11月11日締切）

特定技能制度の最新情報を知りたい製造業の企業様向け！

特定技能制度の受入れ分野が拡大され、さらに多くの企業様で「特定技能制度」を活用できるようになります。今回は特に「製造業」にフォーカスして、詳しい内容を外国人材のエキスパートが解説します。セミナーの後、個別のご質問にもお答えします。

○セミナー参加費は**無料**です。

※本セミナーはZOOMにて開催されます。



セミナー
お申込み

講師紹介：

井手 昭則(外国人実習雇用士)

高校時代に米国へ交換留学、就職後は駐在員として15年間オーストラリアで勤務。海外での様々な職務を通して外国人とのコミュニケーションのノウハウを身に付ける。これまでの経験を活かし、外国人材活用について適切にアドバイスしています。



発行・お問い合わせ

☎ 電話番号：06-6152-8808（平日9時～18時） 担当：大阪本部 広報課 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター（一般監理団体／登録支援機関）

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4F

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10F

関西技術協力センター



HPお問合せ

実習生の素顔や組合の活動を投稿しています！

